

津市建設工事執行に関する要綱

平成18年1月1日訓第178号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が行う建設工事の執行方法について、円滑かつ適正な履行を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び津市建設工事執行規則（平成18年津市規則第41号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに測量、調査、設計、製造及び修繕工事をいう。
- (2) 監督員 規則第18条第1項の規定により、工事に関し監督員として任命された職員をいう。
- (3) 請負人 本市と請負契約を締結した者をいう。
- (4) 契約図書 契約書及び設計図書をいう。
- (5) 設計図書 設計仕様書（特記仕様書、図面等を取りまとめたもの）、特記仕様書、図面、共通仕様書、現場説明書及び質問解答書をいう。
- (6) 特記仕様書 共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。
- (7) 図面 入札等に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図及び設計図の元となる設計計算書等をいう。ただし、詳細設計を含む工事にあつては、契約図書及び監督員の指示に従って作成され、監督員が認めた詳細設計の成果品の設計図を含むものとする。
- (8) 共通仕様書 各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工する上で必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。
- (9) 現場説明書 工事の入札等に参加する者に対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。
- (10) 質問回答書 入札等参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面

をいう。

(監督員)

第3条 市長は、工事に係る請負人が決定し、当該工事の監督員を任命するときには、工事監督命令書（第1号様式）を監督員に交付しなければならない。

なお、監督員は、正監督員を1名、副監督員を1名以上とする。

2 監督員は、契約の適正な履行を確保するため厳正にその職務を執行しなければならない。

3 市長は、監督員を任命したときは、請負人に対して監督員選任通知書（第2号様式）により通知しなければならない。また、監督員を変更したときは、請負人に対して監督員変更通知書（第2号様式）により通知しなければならない。

(提出書類)

第4条 監督員は、請負人からの次に掲げる提出書類について、当該工事の契約図書と照らし、工事の適正な執行を確保できるものについては受理し、補足又は記述が必要な場合には適宜な指導を行わなければならない。

(1) 工程表（第3号様式）

(2) 施工計画書

(3) 工事着手届（第4号様式）

(4) 現場代理人及び主任（監理）技術者選任（変更）届（第5号様式）

(5) 契約図書により提出が求められているもの

(6) 下請負人通知に関するもの

(7) 工事完成報告書（津市工事検査要綱（平成18年告示第41号。以下「検査要綱」という。）第2号様式）

(8) 監督員から指示したもののほか、請負人から提出される各種書類

(請負人への指示)

第5条 監督員から請負人に対する指示、承諾等は、原則として、工事打合せ簿（第6号様式）等の書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合等、監督員が請負人に対し口頭による指示等を行った場合には、速やかに工事打合せ簿により監督員と請負人の双方が指示内容等を確認するものとする。

(工事材料の確認)

第6条 監督員は、使用材料・提出書類一覧表（別表第1）等に基づき、材料の確認を行うほか、設計図書において監督員の試験又は確認を受けて使用する

べきものとして指定された工事材料及び監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本の確認を受けるものとして指定された工事材料及びに監督員が指示した工事材料に関して試験、立会い又は確認を行わなければならない。

(工事施工の立会い)

第7条 監督員は、設計図書に示された施工段階において段階確認一覧表(別表第2)等に基づき、臨場により確認を行わなければならない。

2 監督員は、主要な工種について、施行状況立会一覧表(別表第3)等に基づき適宜臨場により施工状況の把握を行うほか、設計図書において、監督員の立会いの上施工するものとして指定された工種について、設計図書の規定に基づき立会いを行わなければならない。

(契約図書不適合)

第8条 監督員は、工事の施工が契約図書に適合しないときは、請負人に改造を指示しなければならない。

(工事内容の変更)

第9条 監督員は、工事に係る現場の状況その他の事情により、当該工事の内容、工期又は契約金額を変更する必要があるときは、工事変更理由書(第7号様式)を添えて速やかにその変更に関する設計図書を作成しなければならない。ただし、軽微な変更は、一括して工期末(債務負担行為に基づく工事にあつては、各会計年度末)までに行うことができる。

(工事の一時中止、打切り等)

第10条 監督員は、規則第27条第1項及び同条第2項の規定に基づき工事を一時中止する必要があると認めるときは、予め工事打合せ簿により指示し、市長は、速やかに工事施工一時中止通知書(第8号様式)により請負人に通知しなければならない。また、中止された工事を再開する場合には、工事施工再開通知書(第8号様式)により通知するものとする。

2 市長は、工事を打ち切る場合においては、工事打切り通知書(第9号様式)を請負人に交付し、検査要綱第3条第4号の規定による随時検査を受けて精算を行い、契約解除するものとする。

(変更工程表等)

第11条 監督員は、前2条の規定により工事内容又は工期の変更を決定したときは、請負人から変更施工計画書及び変更工程表を提出させなければならない。

(施工期限の変更)

第12条 監督員は、請負人から工期の延長を求められたときは、速やかにその理由を調査し、工期延長承認意見書（第10号様式）を作成しなければならない。

2 市長は、前項の理由が請負人の責めに帰すべきものであると認めるときは、速やかに工事遅延損害金計算書及び通知書（第11号様式）により請負人に通知しなければならない。

（部分払）

第13条 監督員は、当該工事の契約条件による部分払の請求が請負人からあったときは、規則第41条各項の規定に基づき、出来形部分及び出来高部分の確認を行うとともに、その部分に係る設計図書及び工事出来高部分調書（第12号様式）の作成を行い、出来高部分支払金額を算定し、検査要綱第3条第2号の出来高部分検査を受けなければならない。

（関連工事の調整）

第14条 監督員は、当該工事及び本市発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工についての調整をしなければならない。

（工事目的物等の損害）

第15条 監督員は、工事目的物の引渡し前に、工事目的物若しくは工事材料について損害が生じたとき、又は工事の施工に際し事故が発生し、若しくは第三者に損害を及ぼしたときは、遅滞なくその事実を調査し、市長に報告しなければならない。

（検査）

第16条 監督員は、請負人から検査要綱第3条各号により検査要求があったときは、検査目的にあった関係書類を受理し、検査要綱第9条各項に基づき、検査実施の手続をしなければならない。

（手直し工事）

第17条 監督員は、請負人が検査要綱第13条第1項の規定による手直し命令を受けた不合格部分に係る手直し工事が完了したと認めるときは、手直し工事完了報告書（第13号様式）の提出を求め、速やかに検査要綱第13条第2項の規定により当該手直し部分に係る検査手続をしなければならない。

（工事監督復命）

第18条 監督員は、検査要綱第12条第2項の規定による検査合格通知書の送付を受けたときは、遅滞なく工事監督復命書（第14号様式）により復命

しなければならない。

(工事整理簿)

第19条 工事担当課長は、工事1件ごとに、工事整理簿(第15号様式)に必要な事項を記載して整理しなければならない。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓の施行前に合併前の津市建設工事執行に関する要綱(昭和49年4月1日施行)、久居市建設工事執行規則(昭和46年久居市規則第19号)、久居市建設工事執行規則に規定する提出書類の様式を定める規程(昭和46年久居市規程第5号)、芸濃町建設工事執行規則(昭和42年芸濃町規則第5号)、美里村建設工事執行規則(平成12年美里村規則第27号)、安濃町建設工事執行規則(昭和30年安濃町規則第5号)、安濃町建設工事執行規則に規定する書類の提出手続および様式を定める規程(昭和30年安濃町告示第11号)、一志町建設工事執行規則(平成10年一志町規則第10号)一志町建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める規程(平成10年4月1日施行)、白山町工事執行規則(昭和32年白山町規則第5号)、白山町土木工事執行規程(昭和32年白山町規程第4号)、美杉村建設工事執行規則(昭和30年美杉村告示第30号)若しくは美杉村建設工事執行規則に規定する書類の提出手続および様式を定める規程(昭和30年美杉村告示第31号)又は解散前の津市ほか4箇町村衛生施設利用組合建設工事執行規則(昭和58年津市ほか4箇町村衛生施設利用組合規則第3号)、久居地区広域消防組合建設工事執行規則(平成10年久居地区広域消防組合規則第3号)若しくは久居地区広域消防組合建設工事執行規則に規定する提出書類の様式を定める規程(平成10年久居地区広域消防組合規程第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表第1 (第6条関係)

使用材料・提出書類一覧表

工種	種別	品質に係る資料 (確認)	資料及び試験結果 (承諾)	試験成績表 (承諾)	品質証明書 (承諾)	実績又は定期試験による試験結果	品質証明書
鋼材	構造用圧延鋼材 ボステン用鋼材 鋼杭、鋼矢板（仮設材除く）	○ ○ ○					
セメント 混和材	セメント（JIS外） 混和材料（JIS外）	○ ○					
セメント コンクリート 製品一般	製品一般（JIS外） コンクリート杭（JIS外） コンクリート矢板（JIS外）	○ ○ ○					
塗料	塗料一般	○					
その他	再生骨材 レミコン（JIS外） 場所打杭用レミコン（JIS外） アスファルト混合物（認定外） 薬剤注入剤 肥料・種子 薬剤 現場発生材	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○					
アスファルト舗装材 注3 コンクリート舗装材	粒状路盤材 粒度調整路盤材 セメント安定処理用骨材 石灰安定処理用骨材 加熱アス安定処理用骨材 基礎及び表層用骨材 セメント（安定処理用） 石灰（安定処理用） アスファルト 再生用添加剤 プライム・タックコート用瀝青材料 路上再生路盤用添加材料 路上表層再生用添加材 樹脂系表面処理用材料 スラリーシール用アスファルト乳剤 シールコート用瀝青材料 インターロッキングブロック		○注1 ○注1 ○注1 ○注1、2 ○注1、2 ○注1	△ △ △ △ △ ○ ○		□ □	
地盤改良材 注4	地盤改良用材料（置換） "（敷砂） "（サンドコンパクションパイル） "（サンドドレーン）			○ ○ ○ ○			
河川・海岸 用資材	止水シール 補強マット カゴマット用線材			○ ○	○ ○		○ ○

(注) 1 これまでに使用実績があり監督員が承諾した場合は△

2 小規模工事の場合は□

3 アスファルト事前審査制度認定混合物は除く。

4 地盤改良材は、見本も提出し承諾が必要

(監督行為：請負者が外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料に基づき、監督員が確認を行う。)

使用材料・提出書類一覧表

工 種	種 別	提 出 書 類 (監 督 行 為 内 容)
海岸・港湾用資材	アスファルトマット (呼出し防止剤)	配合報告書及び図面 (承諾)
	合成繊維マット (//)	マットの形状寸法 (承諾)
	合成樹脂マット (//)	マットの形状寸法 (承諾)
	帆 布 (//)	マットの形状寸法 (承諾)
港湾用資材	捨 石	石の種類及び比重の試験成績表 (承諾) 規定重量の見本の提示 (承諾)
	タイロッド及び付属品	図面 (承諾)、高張力鋼の機械的性質の試験成績表 (承諾)
	タイワイヤー及び付属品	図面 (承諾)、機械的性質の試験成績表 (承諾)
	係船柱	試験成績表
	防舷材及び付属品	図面等 (承諾)
	埋立材料	試験成績表及び採取場所を明示した図面 (承諾) 見本の提示 (承諾)
法面用資材	種子吹付用材料	配合表
	厚層基材吹付用材料	配合表

(注) 1 請負者は、使用する材料の品質を証明する資料を、原則として全ての材料について監督員に提出する。

2 使用材料に関する資料の取扱いを特記仕様書等で指定している場合は、それに従うこと。

3 監督行為とは、請負者が外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料に基づき、監督員が確認等を行うことをいう。

別表第2 (第7条関係)

段階確認一覧表

一般：一般監督
重点：重点監督

編	章	節	条	種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度	
1 共通	3 一般 土木	13		指定仮設工		設置完了時	使用材料 幅、長さ、高さ、深 さ等	1回/1工事	
	4 土工	3 4	2	河川・海 岸・砂防土 工(掘削工)		土(岩)質の変化 した時	土質状況、位置、各 種条件	適宜	
			2	道路土工 (掘削工)		掘削完了時			
			4	道路土工 (路床盛土 工) 舗装工(下 層路盤)		ブルフローリン グ実施時	ブルフローリング	適宜	
	3 一般 施工	9							
		10	4	表面安定処 理工	表層混合処 理・路床安 定処理	処理完了時	処理の幅及び長さ	一般：1回/1工 事 重点：1回/ 3,000㎡	
					置換	処理完了時	使用材料、幅、長さ、 深さ	一般：1回/1工 事 重点：1回/ 1,000㎡	
					サンドマッ ト	処理完了時	使用材料、幅、長さ、 深さ	一般：1回/1工 事 重点：1回/ 1,000㎡	
		7	バーチカル ドレーン工	サンドドレ ーン 袋詰式サン ドドレーン ペーパードレ ーン	施工時 施工完了時	地盤処理の長さ、径	一般：1回/200 本 重点：1回/100 本		
		8	締固め改良 工	サンドコン パクション パイル	施工時 施工完了時	地盤処理の長さ、径	一般：1回/200 本 重点：1回/100 本		
		9	固詰工	粉体噴射攪 拌 高圧噴射攪 拌 セメントミ ルク攪拌 生石灰パイ ル	施工時 施工完了時	地盤処理の長さ、径	一般：1回/200 本 重点：1回/100 本		
	薬液注入			施工時	注入量、使用材料	一般：1回/20本 重点：1回/10本			
	3	4	矢板工(任 意仮設を除 く)	鋼矢板 鋼管矢板	打込時 打込完了時	長さ 使用材料、溶接部の 適否	試験矢板+一 般：40枚(本) 重点：20枚(本)		

編	章	節	条	種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度
			6	吹付工	ラス張工	ラス張り完了時	施工状況の適否（設計図との対比、継手のかさね巾、アンカー鉄筋、補助鉄筋等）使用材料	1回以上／1工事
		基礎工	4	既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H杭	打込時	長さ、使用材料、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本
						打込完了時（打込杭）	杭の支持力、基準高、偏心量	
						掘削完了時（中堀杭） 施工完了時（中堀杭）	杭の先端土質	
						杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本
			5	場所打杭工	リバース杭	掘削完了時	長さ、径、支持地盤、基準高、偏心量	試験杭＋一般：1回／10本 重点：1回／5本
						オールケイシング杭 アースドリル杭 大口径杭	鉄筋組立て完了時 施工完了時 杭頭処理完了時	施工状況の適否（設計図との対比、継ぎ手構造、品質等）、使用材料
							杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本
				6	深礎工		土(岩)質の変化した時	土質状況
			掘削完了時				支持地盤、長さ、径、基準高、偏心量、施工状況の適否（設計図書との対比、継ぎ手構造、品質）	一般：1回／3本 重点：全数
			鉄筋組立て完了時				施工状況の適否（設計図との対比、継ぎ手構造、品質等）、使用材料	一般：30%程度 重点：60%程度
			施工完了時 グラウト注入時				使用材料及び使用量	一般：1回／3本 重点：全数
			7	オープンケーソン基礎工		鉄杵据え付け完了時	施工状況、使用材料	1回／1構造物
		本体設置時（オープンケーソン） 掘削完了時（ニューマチックケーソン）				支持層		
		8	ニューマチックケーソン基礎工		土(岩)質の変化した時	土質状況		

編	章	節	条	種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度		
						鉄筋組立て完了時	施工状況の適否（設計図との対比、継ぎ手構造、品質等）、使用材料	一般：30%程度 重点：60%程度		
		4	9	鋼管井筒基礎工		打込時	長さ、工法（指定したもの）使用材料、溶接部の適否	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本		
						打込完了時	支持力			
						杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本		
		10	3	置換工（基礎構造物）		掘削完了時	使用材料、幅、長さ、深さ、地盤支持力	一般：1回／1工事 重点：1回／1,000㎡		
2	河川水路	1	築堤護岸	築堤・護岸工		丁張設置完了時	法線及び断面形状（注）座標を設置しているものは併用して確認	1回／1法線		
						護岸工	法覆土（覆土施工がある場合）		覆土前	仕上がり断面及び法線
						基礎工・根固工	設置完了時		法線及び断面形状、高さ	
4	1	築堤護岸	砂防ダム（治山ダム）		丁張設置完了時	法線及び断面形状（注）座標を設置しているものは併用して確認				
2	河川水路	5	堰・頭首工	堰本体工 排水機場本体工 水門工	砂防ダム（治山ダム）	土（岩）の変化した時	基礎面の土質状況と位置 設計条件の確認 位置、延長、断面形状、計画高 配筋状況（径、間隔、継手条件位置）	砂防ダム 1ロット毎 治山ダム 1施工ヶ所に1回 その他 適宜		
						床掘削完了時				
						鉄筋組立て完了時				
4	1	築堤護岸	重要構造物 函渠工（樋門・樋管含む）		埋戻し前	打設計画との確認 不可視部分の出来形（設計図との対比）				
6	道路	1	道路改良	躯体工（橋台） RC躯体工（橋脚） 橋脚フーチング工 擁壁 共同溝本体工						
						3			橋梁下部	
						4				
		5	1	道路改良	5					
		10	10	共同溝	5					

編	章	節	条	種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度	
	3 橋梁 下部	4 5	8	躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	1回／1構造物	
			9	R C躯体工					
	4 鋼橋 下部	6		床版工		鉄筋組立て完了時	施工状況の適否（設計図書との対比、継ぎ手構造、品質等） 使用材料	一般：30%程度 重点：60%程度	
1 共通	5 無筋・鉄 コンクリート	5	3	鉄筋		組立て時			
			4	スペーサー		鉄筋組立完了時	使用材料 使用個数	鉄筋組立完了時	
2 河川・水路	1 築堤 護岸	3		鋼製ゲート		仮組立時 （仮組立てが省略となる場合を）	品質規格、寸法、溶接、ボルト孔間距離、組立状況及び稼働状況	1門又は条／1回	
			4 砂防 治山	3 工場 製作	5			鋼製ダム	
5 ダム				ダム工	各工事ごと別途定める				
6 道路	5 コンクリート 橋上部	4	3	ポストテンションT（I）桁製作		プレストレスト導入完了時（工場製作除く） 横締め作業完了時	設計値と比較	一般：10%程度 重点：20%程度	
			6	プレビーム桁製作工					
			5	プレキャストブロック桁組立工					
			7	P Cホロースラブ製作工					
			9	P C版桁製作工		鉄筋組立完了時（工場製作除く）		施工状況の適否（設計図書との対比、継ぎ手構造、品質等） 使用材料	一般：30%程度 重点：60%程度
			10	P C箱桁製作工					
			11	P C片持箱桁製作工					
			12	P C押出し箱桁製作工					
	6	2	床版・横組立						
	6 トンネル	3		トンネル掘削工	切羽工	土（岩）質の変化した時			
			トンネル掘削補助工	薬液	施工完了時	空缶検収	適宜		
4			トンネル支保工	急結材	施工完了時	空袋検収	適宜		
				吹付けコンクリート工	施工完了時	吹付けコンクリート厚	一般：1回／1岩区		
				ロックボルト、フォアバイリング工	施工完了時	検尺、引抜き試験、ミルク注入、打設状況	重点：1回／支保工変更毎		

編	章	節	条	種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度				
		5		トンネル覆工	覆工コンクリート工	施工完了時	巻厚	1回/50m				
					配筋工	施工完了時	配置	適宜				
					セントル	搬入時	寸法	適宜				
						6		トンネル防水工	防水シート工	施工完了時	敷設状況	1回/1施工
									トンネルインバート工	コンクリート工	施工完了時	巻厚
								配筋工	鉄筋組立て完了時	配置	適宜	
7	3	2		管水路工 (農業用水路)		管接合完了時	基礎状況、管径、基準高等	一般：30%程度 重点：60%程度				
9	2			ほ場整備基盤整地工		基盤整地完了時	基準高(1,000㎡に3点)	一般：30%程度 重点：60%程度				
12	2	1		電気通信設備機器製作工		工場製作完了時	外観、構造、形状寸法、機能試験	1回以上/1工事				
						現場据え付け完了時	外観、据付状況、機能試験	1回以上/1工事				
	3			施設機械製作工		工場製作完了時	外観、構造、形状寸法、機能試験	1回以上/1工事				
						現場据え付け完了時	外観、据付状況、機能試験	1回以上/1工事				
					大口径ポンプ製作工		工場製作完了時	外観、構造、形状寸法、機能試験	1回以上/1工事			
							仮組立時	状態	1回以上/1工事			
							現場据え付け完了時	外観、据付状況、機能試験	1回以上/1工事			
						4	法面工	アンカー工	アンカー引抜き施工時	設計値と比較	適宜	
	6	16	6	RC橋脚鋼板巻立て工		フーチング定着アンカー用搾孔完了時	削孔長、径、間隔、孔内状況	適宜				
						鋼板建込み固定アンカー完了時	施工図との照合(鋼板の割付、形状、継ぎ手形状)、材片の組み合わせ状況	適宜				
						現場溶接前	仮付け溶接前の開先面の清掃と乾燥状況、仮付け溶接寸法、外観状況	適宜				
						現場溶接完了時	溶接部の外観状況	適宜				
					現場塗装前	鋼板面素地調整状況	適宜					
					現場塗装完了時	外観状況	適宜					
					アンカーボルト	アンカーボルト長(材料)	材料搬入時		1回/1工事			
					削孔長	削孔時		1回/1支承線上				

編	章	節	条	種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度		
					定着長※鋼製装置の場合（RC構造は適用外）	定着後		1回/10本		
				鉄筋		組立完了時		1回/1支承線上		
7	水道工業用水道	2	止水板設置			設置完了時	材料、設置位置及び接合状況	全数		
				3	管路	管布設工	管布設高、掘削断面、埋戻状況	管接合完了時	管布設高、掘削断面の寸法、埋戻、材料、土止工の寸法	1回/1工事以上
						作業立坑	立坑寸法	掘削完了時	立坑寸法	全数
				4	管材料及び接合	管接合工	管接合状況	管接合完了時	・ダグタイムル鑄鉄管：出来形管理基準及び規格値（7水道、工業用水道編、鑄鉄管接合）の測定項目 ・鋼管：X線検査又は超音波探傷検査	1回/1工事以上
	5	弁製作	管類等			鑄鉄管（第7編1-3の規格品以外）	外観寸法等	製作完了時	寸法、外観	1本/10本（最低1本）
	鋼管製作（第7編1-3の規格品以外）			寸法、塗装、外観	製作完了時	寸法（長さ、厚さ真円度）、塗装（厚さ、ピンボール）、外観	1本/10本（最低1本）			
	伸縮管、管可撓等（第7編1-3の規格品以外）			機能、形状寸法、塗装、外観	製作完了時	機能、寸法、塗装（厚さ、状況）、外観	全数			
	蝶型弁、流動弁調節（第7編1-3の規格品以外）			機能、形状寸法、操作、表示、外観等	製作完了時	機能、操作、表示、寸法、塗装（厚さ、状況）、外観	全数			
		1	開削工		開削工（下水道工事）		埋戻し前	中心線、管天端高、基礎砂厚	1回/100m	
					2	推進工（下水道工事）		推進完了時（裏込完了時）	中心線、施工延長、管底高、管材の損傷、漏水の有無	1回/1スパン

編	章	節	条	種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度					
8	下水道 ・ 集落排水				空伏工	鉄筋組立て完了時	配筋、材料	1回／1構造物					
						埋戻し前	不可視部分の出来形						
					3	3	4	シールド工 (下水道工事)	一次覆工	一次覆工完了時	中心線、施工延長、断面寸法	1回／100m	
									二次覆工	二次覆工完了時	中心線、施工延長、仕上り内径	1回／200m	
									空伏工 地盤改良工 (薬液注入工)	施工時	「推進工」に同じ		
					4	立坑・ 人孔工	3	立坑工	土工	掘削完了時	位置、形状寸法、掘削深(基準高)	1回／1立坑	
									鋼矢板式土留工	打込み時	使用材料、長さ	1回／1立坑	
										打込み完了時	寸法、基準高		
									ライナープレート式掘削土留工	設置完了時	寸法、基準高	1回／1立坑	
									揺動圧入式立坑	施工時	使用材料、長さ	1回／1立坑	
										施工完了時	寸法、基準高		
									支保工 路面覆工		「指定仮設工」に同じ		
					地盤改良工 (薬液注入工)		「推進工」に同じ						
					4	人孔築造工			鉄筋組み立て完了時	配筋、材料	1回／1構造物		
									製造完了時	不可視部分の出来形	1回／1構造物		
					下水 処理 場 ポン プ 場 施設	処理場・ ポンプ場土木 構造物			土工	掘削完了時	基準高	1回／1工事	
									指定仮設工		「指定仮設工」に同じ		
									既製杭工		「既製杭工」に同じ		
									場所打杭工		「場所打杭工」に同じ		
								躯体工		「躯体工」に同じ			
					3	海岸	1	3	3	捨石工	施工完了時	基準高、法長、天端幅、天端延長	1回以上／1工事
							9	ケーソン工	ケーソン工製作	製作完了時	バラストの基準、高壁厚、幅、高さ、長さ、底版厚さ、フーチング高さ	1回／1構造物	
ケーソン工据付	据付完了時	据付目地間隔、法線に対する出入り	1回／1構造物										
10	セルラー工	セルラー工製作	製作完了時	壁厚、幅、高さ、長さ			1回／1構造物						

編	章	節	条	種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度			
11	港湾・漁港	3	3	捨石工	セルラー工据付	据付完了時	隣接ブロックとの間隔、法線に対する出入り	1回/1構造物			
					ケーソン工	製作	製作完了時	バラストの基準、高壁厚、幅、高さ、長さ、底版厚さ、フーチング高さ	1回/1構造物		
							据付完了時	据付目地間隔、法線に対する出入り	1回/1構造物		
						セルラー工	製作	製作完了時	壁厚、幅、高さ、長さ	1回/1構造物	
							据付	据付完了時	隣接ブロックとの間隔、法線に対する出入り	1回/1構造物	
					4	1	3	基礎	施工完了時	基準高、天端幅、延長（荒均しは法長も測定）	1回以上/1工事
								裏込め	施工完了時	基準高、法長、天端幅、延長	1回以上/1工事
					7	1	3	ケーソン製作工	製作完了時	高さ、幅、長さ、壁厚、底版厚さ、フーチング高さ、対角線、バラスト	1回/1構造物
						6	2	ケーソン据付	据付完了時	据付目地間隔、法線に対する出入り、天端高さ、延長	1回/1構造物
					8	1	3	コンクリートブロック製作工	L型ブロック、セルラーブロック直立消波ブロック及び方塊	製作完了時	幅、高さ、長さ、壁厚、対角線
据付（本体ブロック）	L型ブロック、セルラーブロック直立消波ブロック及び方塊	据付完了時	隣接ブロックとの間隔、法線に対する出入り、延長、天端高	20t以上：1回/10個 20t未満：1回/30個							
2	3	異形ブロック		型枠搬入時 製作完了時			型枠形状寸法 ブロック外観	型枠搬入時：適宜 全般			

(注) 1 表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施に当たっては、工事内容及び施工状況等を勘案の上、設定することとする。

2 一般監督：重点監督以外の工事

3 重点監督：下記の工事

ア 主たる工種が新工法・新材料を採用した工事

イ 施工条件が厳しい工事

ウ 第三者に対する影響のある工事

別表第3（第7条関係）

施 工 状 況 立 会 一 覧 表

一般：一般監督
重点：重点監督

編	章	節	条	種別	細別	確認時期	確認項目
1 共通				オープンケーソン基礎工	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間 打設順序、天候、気温等	一般：1回／1 構造物 重点：1回／1 ロット
				ニューマチックケーソン基礎工			
6 道路	1 道路改良			重要構造物	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間 打設順序、天候、気温等 打ち継ぎ目処理、締め 固め状況	一般：1回／1 構造物 重点：1回／1 ロット 工種、種別毎に 1回
		6		函渠工（樋門・樋管含む）			
		4		躯体工（橋台）			
	3 一般土木	5		R C躯体工（橋脚）			
		6		橋脚フーチング工			
	1 道路改良	5		擁壁			
4 砂防治山	1 砂防ダム・治山			砂防ダム（治山ダム）			
6 道路	4 鋼橋上部	6		床版工	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間 打設順序、天候、気温等	一般：1回／1 構造物 重点：1回／1 ロット
	6 トンネル	5		トンネル工	施工時	施工状況の適否	一般：1回／1 岩区分 重点：1回／1 支保工 変更毎
1 共通	4 土木			盛土工・治山・漁港・ 河川・道路・護岸 海岸・砂防	敷均し、転圧時	敷均し、締め固め状況、 使用材料	一般：1回／1 工事 重点：2～3回 ／1工事
					ブルーフローリング実施時	ブルーフローリング 実施時	1回／1工事
	6 工場製作工	1		塗装工	清掃、錆落とし完了時	清掃、錆落とし状況	1回／1工事
		2			完了時	塗装使用料	
5 ダム				ダム工	（各工事毎に定める）		
6 道路	2 舗装	3		舗装工	舗装時	敷き均し、締め固め状況、 舗設温度等、使用材料	一般：1回／1 工事 重点：1回／ 3,000㎡
7 水道工業	3 管路工	2		管水路工（農業用水）	施工時	埋戻し状況（締め固め度）	一般：1回／1 工事 重点：2～3回 ／1工事

編	章	節	条	種別	細別	確認時期	確認項目
8	2	推進工		推進工(下水道工事)	施工時	推進状況、中心線	1回/1スパン
					裏込注入時	配合、注入量	
	3	シールド工	3	シールド工法(下水道工事)	一次覆工(施工・裏込注入時)	組立状況、中心線、配合、注入量	1回/200m
					二次覆工(コンクリート打設及び管布設時)	中心線	1回/100m
4	立杭・人孔工	4		人孔築造工	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間 打設順序、天候、気温等	一般：1回/1 構造物 重点：1回/1 ロット
9	2	ほ場整備工		ほ場整備基盤整地工	基盤整地終了時	基盤整地高(1,000m ² 3点)	一般：30%程度 重点：60%程度
					6	暗渠排水工	施工時
10	1	植栽工		維持・管理工・植栽工	施工時(施肥・薬剤散布)	施工状況、使用量	1回/1工事
11	7	ケーソン		ケーソン製作工	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間 打設順序、天候、気温等	一般：1回/1 構造物 重点：1回/1 ロット
	8	コンクリートブロック		コンクリートブロック製作工	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間 打設順序、天候、気温等	一般：1回/1 構造物 重点：1回/1 ロット
	9	中詰		上部コンクリート工	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間 打設順序、天候、気温等	一般：1回/1 構造物 重点：1回/1 ロット
	4	捨石及び均し		捨石及び均し工	施工完了時	品質規格、数量 投入状況	一般：1回/1 工事 重点：1回/1 ロット
	2	深層混合処理		深層混合処理	試験打ち実施時	特記仕様書による	特記仕様書による
	7	ケーソン		ケーソン工	施工時	運搬方法、据付け方法 天候	一般：1回/1 工事 重点：1回/1 函
	8	コンクリートブロック		コンクリートブロック工	施工完了時	運搬方法、据付け方法 天候	一般：1回/1 工事 重点：1回/1 日
	12	2	電気通信設備工		電気通信設備機器製作工	工場製作完了時	外観、構造、形状寸法、 機能試験
現場据付完了時						外観、据え付け状況、 機能試験	1回以上/1 工事
3		機械設備工		施設機械製作工	工場製作完了時	外観、構造、形状寸法、 機能試験	1回以上/1 工事

編	章	節	条	種別	細別	確認時期	確認項目
機械設備工					現場据付完了時	外観、据え付け状況、機能試験	1回以上／1工事
				大口径ポンプ製作工	工場製作完了時	外観、構造、形状寸法、機能試験	1回以上／1工事
					仮組立時	状態	1回以上／1工事
					工場製作完了時	外観、構造、形状寸法、機能試験	1回以上／1工事

(注) 1 表中の「把握程度」は、把握頻度の目安であり、実施に当たっては、現場状況等を勘案の上、設定することとする。

2 一般監督：重点監督以外の工事

3 重点監督：下記の工事

ア 主たる工種が新工法・新材料を採用した工事

イ 施工条件が厳しい工事

ウ 第三者に対する影響のある工事

エ その他

第1号様式（第3条関係）

工 事 監 督 命 令 書

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

次の工事について、設計図書に基づき ^{正監督員}副監督員 として監督することを命ずる。

工 事 名		
工 事 場 所	地内	
契 約 金 額	金 (うち消費税額及び地方消費税額)	円 円)
契 約 年 月 日	年 月 日	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで	
請負人	住所又は 所在地	
	名称及び 氏 名	

※ 必要に応じ変更し、及びその他の事項を加えることができる。

第2号様式（第3条関係）

監督員選任（変更）通知書

（記号番号）

年 月 日

（請負人）様

津市長（氏名）印

次の工事について、次のとおり監督員を^{選任}変更しましたので通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	地内
契 約 年 月 日	年 月 日
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
監 督 員	職 名 氏 名
	職 名 氏 名
	職 名 氏 名
監督員（変更後）	職 名 氏 名
	職 名 氏 名
	職 名 氏 名

※ 必要に応じ変更し、及びその他の事項を加えることができる。

第3号様式（第4条関係）

工 程 表

年 月 日

（あて先）津市長

請負人 住 所
氏 名



年 月 日契約した次の工事を別紙工程図表のとおり施工します。

工事番号		工事名	
工事場所			
工 期	着手 完成	年 月 日 年 月 日	
契 約 額			

※ 必要に応じ変更し、及びその他の事項を加えることができる。

別紙

工程図表

工種 \ 月	月	月	月	月

第4号様式（第4条関係）

工 事 着 手 届

年 月 日

（あて先）津市長

請負人 住 所 氏 名 ⑩

次のとおり工事を着手しますのでお届けします。

工 事 名

工 事 場 所

地内

工 期

年 月 日から 年 月 日まで

契 約 金 額

契 約 締 結 日

年 月 日

工 事 着 手 日

年 月 日

※ 必要に応じ変更し、及びその他の事項を加えることができる。

第5号様式（第4条関係）

現場代理人及び主任（監理）技術者選任（変更）届

年 月 日

（あて先）津市長

請負人 住所
氏名 ⑩

工事名

工事場所

地内

契約金額

金

円

（うち消費税額及び地方消費税額

円）

現場代理人

住所
氏名
最終学歴
職歴
経験年数
取得資格名

主任技術者

住所
氏名
最終学歴
職歴
経験年数
取得資格名

又は監理技術者

監理技術資格者登録番号

上記工事を請負うについては、津市建設工事執行規則第20条第1項により、現場代理人及び主任技術者を上記のとおり選任
監理 技術者 変更 しましたのでお届けします。

※ 必要に応じ変更し、及びその他の事項を加えることができる。

第6号様式（第5条、第10条関係）

工 事 打 合 せ 簿

		部 課	
発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 請負人	発議年月日	年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他()		
工事番号		工 事 名	
請負金額		請負業者名	
(内容)			

		概算変更金額	千円
添付図	葉、その参考資料	変更率	%
処 理 回 答	発 注 者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 年 月 日 監督員・氏名 _____	
	請 負 人	上記について <input type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 します。 <input type="checkbox"/> その他 年 月 日 職名・氏名 _____	

※ 必要に応じ変更し、及びその他の事項を加えることができる。

第7号様式（第9条関係）

工事変更理由書

工 事 名		
工 事 場 所		地内
工 事 種 別		土木一式・建築一式・電気・鋼構造物・ほ装・塗装 機械器具設置・造園・その他（ ）
工 事 概 要		
契 約 金 額		金 円 (うち消費税額及び特別消費税額 円)
変 更 契 約 金 額		金 円 (うち消費税額及び特別消費税額 円)
変 更 金 額 増 減 額		増 ・ 減 金 円
工 期	変 更 前	年 月 日から 年 月 日まで
	変 更 後	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 人	住所又は所在地	
	名称及び氏名	
変 更 理 由		

※ 必要に応じ変更し、及びその他の事項を加えることができる。

第8号様式（第10条関係）

工 事 施 工 一 時 中 止（再 開）通 知 書

（記 号 番 号）

年 月 日

（請 負 人） 様

津市長 （氏 名） 印

次のとおり工事を一時中止再開しますので通知します。

工 事 名

工 期 年 月 日から 年 月 日まで

契 約 金 額 金 円
(うち消費税額及び地方消費税額 円)

一時中止期間 年 月 日から 年 月 日まで

一時中止の部分

一時中止の理由

再 開 期 日 年 月 日

変更による完成予定期限 年 月 日

※ 必要に応じ変更し、及びその他の事項を加えることができる。

第9号様式（第10条関係）

工 事 打 切 り 通 知 書

（記 号 番 号）

年 月 日

（請 負 人） 様

津市長 （氏 名）

次のとおり工事を打切りますので通知します。

工 事 名

工 事 場 所

地内

工 期

着手日

年

月

日

完成日

年

月

日

契 約 金 額

金

円

（うち消費税額及び地方消費税額


円）

工事打切り理由

※ 必要に応じ変更し、及びその他の事項を加えることができる。

第10号様式（第12条関係）

工期延長承認意見書

監督員（氏名）

別添、工期延長願いの提出を受けて調査しました結果、次のとおり工期延長を承認したいと思えます。

工 事 名		
工 事 場 所		地内
請負人	住所又は所在地	
	名称及び氏名	
契 約 金 額		金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)
契 約 年 月 日		年 月 日
工 期		年 月 日から 年 月 日まで
延 長 工 期		年 月 日まで
工期延長を要する理由		
上記理由に係る調査結果及び監督員の意見等		

※ 必要に応じ変更し、及びその他の事項を加えることができる。

第11号様式（第12条関係）

工事遅延損害金計算書及び通知書

（記号番号）

年 月 日

（請負人）様

津市長（氏名）印

年 月 日付けで申出の次の工事の工期延長に伴う工事遅延損害金について、請負人に対し通知します。

工 事 名		
工 事 場 所		地内
請負人	住所又は所在地	
	名称及び氏名	
契 約 金 額		金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)
契 約 年 月 日		年 月 日
工 期		
延 長 工 期		
延 長 日 数		
遅 延 損 害 金		未履行部分相当額 円×年率× /365= 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)
工期延長を要する理由		

(注) 1 未履行部分相当額とは、契約金額から出来高部分に相当する契約金額を控除した額をいう。

2 年率とは、工事遅延損害金を計算するため、津市建設工事執行規則第46条第1項で規定した率をいう。

3 工事遅延損害金は、別途納付書により徴収します。

※ 必要に応じ変更し、及びその他の事項を加えることができる。

第12号様式（第13条関係）

工事出来高部分調書（第 回目）

年 月 日

事業担当部長又は久居工事事務所長（氏 名） ⑩
（職 名）

次のとおり出来高に相違ありません。

工 事 名		
工 事 場 所		地内
設 計 金 額	金	円
契 約 金 額	金	円
契約金額歩合		
今回までの出来高部分設計金額	金	円
出来高に歩合を乗じた金額	金	円
出来高に歩合を乗じた 金額の10分の9の金額	金	円
前回までの支払金額	金	円
前金支払額	金	円
$\frac{\text{前金支払金額} \times \text{出来高部分の設計金額}}{\text{設計金額}}$	金	円
出来高部分の支払金額	金	円
支払い限度額	金	円
今回の支払い金額	金	円

$$\text{※ 請求額} = \text{契約金額} \times \frac{\text{出来高部分の設計額}}{\text{設計金額}} \times P - \text{前払金支払額} \times \frac{\text{出来高部分の設計額}}{\text{設計金額}}$$

$$P = 10\text{分の}9$$

※ 必要に応じ変更し、及びその他の事項を加えることができる。

第13号様式（第17条関係）

手直し工事完了報告書

年 月 日

（あて先）津市長

請負人 住所
氏名 ⑩

年 月 日付けで手直し工事の命令を受けました部分の手直しが完了しましたので報告します。

工 事 名	
工 事 場 所	地内
契 約 年 月 日	年 月 日
契 約 金 額	金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)
手 直 し 期 限	年 月 日
手直し工事完了年月日	年 月 日

※ 必要に応じ変更し、及びその他の事項を加えることができる。

第14号様式（第18条関係）

工 事 監 督 復 命 書

年 月 日

（あて先）津市長

監督員（氏 名）
 （氏 名）

次の工事が完成しましたので復命いたします。

工 事 名			
請 負 人			
契 約 金 額	当 初	金	円
	最 終	金	円
工 期	当 初	年 月 日から	年 月 日まで
	最 終	年 月 日から	年 月 日まで
完 成 年 月 日	年 月 日		
検 査 合 格 通 知 日	年 月 日		
備 考			

※ 必要に応じ変更し、及びその他の事項を加えることができる。

第15号様式（第19条関係）

工 事 整 理 簿

年度	整理番号		業 種		契約方法	指名競争入札・一般競争入札・随意契約								
工 事 名					工事場所	津市 地内								
請 負 人					監 督 員									
工 期	当初	年	月	日から	変更	年	月	日から	変更	年	月	日から		
		年	月	日まで		年	月	日まで		年	月	日まで		
契約締結日	年 月 日			年 月 日			年 月 日			年 月 日				
設 計 金 額	金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)			金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)			金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)			金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)				
契 約 金 額	金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)			金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)			金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)			金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)				
工事の概要														
変更理由														
検 査 員	完成年月日			年	月	日	検査年月日	年	月	日	手直し工事	年	月	日

※ 必要に応じ変更し、及びその他の事項を加えることができる。